平成２６年（フ）第３４１６号
大阪府東大阪市中小阪１丁目10番６号大和ハイツ26号
債務者　的場孝太郎
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０号
北海道小樽市花園３丁目23番２号　アメニティ花園201号室、前住所北海道小樽市花園３丁目15番148号　プレサント小樽花園510号室
債務者　清水　人司
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６１号
北海道小樽市花園３丁目23番２号　アメニティ花園201号、前住所北海道小樽市松ケ枝２丁目22番28号　ゴールドマウンテンハイツ102
債務者　清水　拓光
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１３４号
群馬県高崎市箕郷町生原12番地１　プレステージ箕郷Ｂ202号
債務者　武井真由美
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１３６号
群馬県高崎市片岡町３丁目１番18号　高崎ヴィレッジ303号
債務者　星野　忠洋
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１４２号
群馬県高崎市井野町872番地５
債務者　金田　　涼
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１４７号
群馬県安中市松井田町二軒在家546番地１　諏訪前団地31号
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２６０号
埼玉県飯能市大字川寺420番地８　ハイツアネシスⅠ201
債務者　中屋さおり（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２６１号
埼玉県飯能市大字双柳608番地２　レクトーナ・ムサシノ102、申立時の住所埼玉県飯能市大字川寺420番地８　ハイツアネシスⅠ201
債務者　中屋　菜未
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２６号
埼玉県所沢市若狭３丁目2293番地の12
債務者　三好　英敏
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７６号
埼玉県川越市大字久下戸3612番地25
債務者　西村　美貴（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９０号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金135番地１　県営鶴ヶ島藤の台団地２―203号
債務者　須藤　利昭
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１１号
神奈川県厚木市妻田東２丁目２番15号　コアロード妻田205
債務者　親川　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８８号
静岡県沼津市下香貫大久保2314番地の14
債務者　相磯　房徳
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
神奈川県厚木市山際194番地６
債務者　玉城　雅男
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３３１号
仙台市泉区市名坂字石止84番地の７　タウンＭＫⅡ―20Ｃ
債務者　小檜山慎行
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目27番地５　アネックスひより台103
債務者　奥山　敏彦
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係